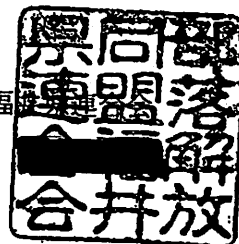




福井県知事 西川一誠殿

2011年9月6日

部落解放同盟福井県連



人権問題についての懇談会の申し入れ

3・11の東日本大震災・福島原発事故等、更には先の台風12号による紀伊半島の大被害、日本の政治経済、そして多くの被害者の暮らしを根底から大きく揺るがせる事態がおこりました。福井県行政を預かる貴職に於かれましても一時も気を緩めることのできない日常と推察され大変ご苦勞のことと存じます。

さて、福井県の人権行政、同和行政は貴職はじめ関係者の皆様のご尽力により日々向上していることに心より敬意を表するところであります。しかしながら、部落差別をはじめ、それぞれの差別実態は依然として厳しいものがあり、更に、ご尽力をお願いする次第であります。

つきましては、これらの問題をお互いの誠意ある話し合いの中で解決に向けて前進させたく存じます。下記の日程で懇談会の開催をお願いいたします。公務多忙の折ですが宜しくお願いします。

記

日時 2011年10月6日(木) 午後1:00

場所 福井県立図書学習センター

出席者 県連 約40名

内容 別紙に掲載

以上

2011年度 部落問題解決に向けた福井県への要求事項

2011年10月6日

部落解放同盟福井県連合会

1 「学校における人権教育の現状」について

- ① 県内の学校(小・中・高)における人権教育の現況を明らかにされたい。人権理解のためには、カリキュラム化された実践活動が必要とされるが、具体例で示されたい。実践内容資料を出されたい。
- ② 県内大学における人権教育(研究を含む)の現状を明らかにされたい。

2 [] における差別事件について

[] での差別発言について福井県はどのように捉えているのか。昨年の懇談会の中で、福井県として実態に一步踏み込んだ研修を行うと回答されている。その取組みの経過を明らかにされたい。併せて、[] の取組みについても明らかにされたい。

3 公正採用問題について

平成21・22年度の不適切事象の件数並びに、労働局など関係機関が行う違反事務所への指導・啓発の内容について明らかにされたい。また、分析結果を公表されたい。

4 [] の開発事業について

[] 側の [] はどうなっていますか。
(昨年の回答にあった [] 区民への工事の了解と []、[]、[]、[] 等の許認可等を行い、早期に工事着手したいについて)

部落問題解決に向けた福井県に対する要求項目回答（部落解放同盟福井県連合会）

H23. 10. 6

要 求 項 目	回 答
1 「学校における人権教育の現状」について (1) 県内の学校(小・中・高)における人権教育の現況を明らかにされたい。人権理解のためには、カリキュラム化された実践活動が必要とされるが、具体例で示されたい。実践内容資料を出されたい。	義務教育課、高校教育課 学校においては、児童・生徒の発達段階や実態を考慮しながら、全体計画、推進計画を作成している。この計画に沿って、教職員の校内研修を行うほか、教科指導をはじめ、道徳の時間や特別活動等の中で、お互いを思いやり、生命や人権を大切にする態度や豊かな人間関係を築いていける力の育成を目指して取り組んでいる。 例えば、小学校・中学校では、相手の立場に立って考え行動できる児童・生徒を育てるために、道徳の時間を核に、各教科・特別活動等と関連づけて指導をしている。また、同和問題や障害者、高齢者、エイズ患者等への差別など、さまざまな人権問題の学習については社会科、生活科、国語科、家庭科、保健体育科などの授業の中で、カリキュラム化された実践活動を進めているところである。 県立学校では、特別活動におけるグループエンカウンターや講演会、さらには学校行事全般を通して「他者理解」の心を育てている。また、現代社会の「基本的人権の保障」で、現在見られる様々な差別（外国人差別、部落差別、アイヌ差別、障害者差別、女性差別）についての学習のほか、家庭科、保健体育科、情報科などの授業においても人権に関する教育を行なっている。 なお、9月に策定した「福井県教育振興基本計画」にも示したように、スクールプランの中に人権教育を正しく位置づけ、人権教育のより一層の推進を図っていく。 小学校、中学校、高等学校の実践内容例を提出する。

要 求 項 目	回 答
(2) 県内大学における人権教育（研究を含む）の現状を明らかにされたい。	大学・私学振興課 すべての大学において、教養科目等の中で人権について学ぶ機会を設けている。 「憲法」や「法学」などの科目で基本的人権や人権に関する憲法判例を学ばせるほか、「現代人権論」といった科目を設けて社会福祉の領域における人権問題について幅広く取り上げるなど、様々な人権教育が行われている。 また、短期大学では、「生命倫理」などの専門科目において、患者や介護される人などを擁護する観点から人権教育を行っている。 人権に関する研究としては、福井大学や福井県立大学において人権に関する教育内容・方法に関する研究などが行われている。

要 求 項 目	回 答
2 []における差別事件について []での差別発言について福井県はどのように捉えているのか。昨年の懇談会の中で、福井県として実態に一步踏み込んだ研修を行うと回答されている。その取組みの経過を明らかにされたい。併せて、[]の取組みについても明らかにされたい。	地域福祉課 []における差別発言については、本県において、今なお同和問題に関する偏見や差別意識が解消されていないことを示しており、県として、今後とも人権教育・啓発を積極的かつ継続的に推進していく必要があると考えている。 県は、同和問題の啓発を図るため、[]の協力を得て[]内で「人権啓発講演と映画の会」(H22.10.7、H23.9.6) および「人権教育・啓発講師および事業所人権啓発責任者研修会」(H23.3.8)を開催しており、県や福井地方労働局、そして、電力会社の呼びかけにより[]内から多くの企業関係者が受講している。 これらの研修会の中で企業関係者には、同和問題(人権)に関する社員教育の推進を訴えているところであり、今後も、様々な機会をとらえ、社員教育において「同和問題(人権)の教育・啓発」を推進するよう訴えていきたい。 他方、県は、[]に対して、「[]人権施策基本方針」に基づいて主体的に人権教育・啓発を推進するよう指導しており、特に、[]企業を対象にした同和問題に関する啓発を行うよう強く要請しているほか、10月26日には部落解放同盟福井県連合会との懇談の場を設定することとしている。 []では、県の要請により、平成21年度から「[]人権研修会」(H21.7.6、H23.1.14)、また、平成22年度から人権擁護委員、民生児童委員、社会教育委員等を対象とする「人権指導者研修会」(H22.11.25)を開催し、同和問題についての研修を行っており、今年度も継続して実施することとしている。

要 求 項 目	回 答
3 公正採用問題について 平成21・22年度の不適切事象の件数並びに、労働局など関係機関が行う違反事務所への指導・啓発の内容について明らかにされたい。また、分析結果を公表されたい。	労働政策課 平成21年度は131件、平成22年度は158件の不適切事象があった。 県では、企業向け啓発用リーフレットを作成し、各高等学校から事業所等へ、求人や応募の際に配布している。また、「公正採用選考関係機関連絡会議」に福井労働局の担当職員にも参加いただき、不適切事象のあった企業への指導・啓発を依頼している。 労働局では、関係ハローワークが違反事業所を個別訪問し、公正な採用選考を行うよう指導・啓発しており、特に質問が多い「家族の状況」について重点的に改善指導を行っている。 なお、不適切事象の分析結果については、別紙のとおりとなっている。

高等学校新規卒業予定者の公正採用調査の分析結果

1 不適切な受験報告書の件数

(1) 件数

	問題あり		問題なし		合計
	件数	割合	件数	割合	
21年度	131	6.9%	1,780	93.1%	1,911
22年度	158	7.0%	2,096	93.0%	2,254

2 不適切な質問の内訳

(1) 延べ件数

	家族の状況	短所喫煙交友関係	愛読書	尊敬する人物	その他	合計
21年度	131	32	5	5	19	192
22年度	158	33	7	12	14	224

3 「家族の状況」の質問内容の内訳

(1) 延べ件数

	家族構成	家族の職業	家族の年齢	家族の健康状況	家族の学歴	合計
21年度	58	90	5	6	1	160
22年度	98	86	9	1	2	196

4 ハローワーク管内別の不適切な質問の延べ件数

(1) 延べ件数

	福井管内	武生管内	大野管内	三国管内	敦賀管内	小浜管内	県外	合計
21年度	83	39	0	6	38	8	18	192
22年度	99	44	4	19	36	13	9	224

(2) 事業所数

	問題あり		問題なし		合計
	件数	割合	件数	割合	
21年度	81	12.5%	566	87.5%	647
22年度	106	14.5%	626	85.5%	732

(2) 割合

	家族の状況	短所喫煙交友関係	愛読書	尊敬する人物	その他	合計
21年度	68.2%	16.7%	2.6%	2.6%	9.9%	100.0%
22年度	70.5%	14.7%	3.1%	5.4%	6.3%	100.0%

(2) 割合

	家族構成	家族の職業	家族の年齢	家族の健康状況	家族の学歴	合計
21年度	36.3%	56.3%	3.1%	3.8%	0.6%	100.0%
22年度	50.0%	43.9%	4.6%	0.5%	1.0%	100.0%

(2) 割合

	福井管内	武生管内	大野管内	三国管内	敦賀管内	小浜管内	県外	合計
21年度	43.2%	20.3%	0.0%	3.1%	19.8%	4.2%	9.4%	100.0%
22年度	44.2%	19.6%	1.8%	8.5%	16.1%	5.8%	4.0%	100.0%

要 求 項 目	回 答
4 [redacted]の開発事業について [redacted]側の[redacted] [redacted]はどうなっていますか。 (昨年の回答にあった[redacted]区民への工事の了解と[redacted] [redacted]の許認可等を行い、早期に工事着手したいについて)	土木部、嶺南振興局 [redacted]側の[redacted]については、[redacted]から近く[redacted] [redacted]で交通安全上問題があることから、18年から関係者協議を開始し、19年度から事業を採択した。 その後、地元[redacted]の課題であった潰れ地の共有地問題については、21年8月末に解決し、これを踏まえ21年9月から具体的な道路計画について協議を進め、23年7月12日の協議で地元要望のあった周辺施設の整備に関しても概ね了解を得た。 一方この9月から、関係する[redacted]と計画に関する協議を進めているが、「[redacted]」として、計画に難色を示す声が出ている。 今後とも地元了解を得るため関係者と引き続き協議・調整を図ってゆく。 【今後の予定】 [redacted]について ○ [redacted] (H23 調査・H24 取得予定) ○ [redacted] 交渉を進める。(H24 予定) ■ 関係法令の手続きについて ○ [redacted] (H23 調査) ○ [redacted] (H24 予定)

平成23年度部落解放同盟との懇談会

日時 平成23年10月6日(木) 13時～15時30分

場所 若狭図書学習センター講堂

出席者

(福井県連合会) [redacted] 他

(中央本部) [redacted]

(県) 小林健康福祉部長 他

(司会: [redacted])

それでは時間になりましたので、ただいまから福井県と部落解放同盟との交渉に入りたいと思います。私、司会を務めます、福井県連の[redacted]と申します。どうかよろしくお願いいたします。

それでは早速ですが、議事に入る前にまず、[redacted]の[redacted]よりあいさつをしていただきます。よろしくお願いいたします。

[redacted]

みなさん、こんにちは。今日は福井県と私どもの解放同盟の話し合いということで、東日本大震災以後、みなさんには非常にご多忙の中、時間を割いていただきありがとうございます。また、中央本部より、[redacted]さんをはじめ、3人の方が我々の交渉のために馳せ参じてくださりまして、ありがとうございます。また、地区のみなさんには、大変お忙しいところありがとうございます。今日は、[redacted]があったものでから、非常に出にくいところをこうして時間を割いてくださりましてありがとうございます。

さて、毎年こうして話し合いをしています、いままでのことを申し上げますと、努力をしていただいているんだけど、川の底から変えていただいているような感じもしないでもないですね。一生懸命にやっただいていただいているのは十分わかっておりますが、福井県の取組みは進んでいるところもありますけれど、同和問題、人権問題に限って言えば、もう一つ頑張っていただきたい。今日は特に人権啓発、教育の問題、[redacted]の問題、公正採用の問題に絞って話し合いをしたいと思います。できる限り、前進した話をしたいと思いますのでよろしくお願いします。

(司会)

どうもありがとうございました。続きまして福井県側から、健康福祉部の小林部長お願いいたします。

(小林健康福祉部長)

皆様、本日はどうも御苦労さまです。ただいまご紹介いただきました福井県健康福祉部長の小林でございます。

開会に当たりまして、県側を代表いたしまして一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、部落解放同盟福井県連合会から[]様はじめ多くの皆様にご出席をいただき誠にありがとうございます。

また、中央本部から[]様をはじめ遠路お越しいただきありがとうございます。

皆様には、日頃より本県における同和行政の推進につきまして、格別のご理解、ご協力をいただいておりますことにこの場をお借りしまして改めてお礼を申し上げます。

さて、県では、同和問題は我が国固有の人権問題であり、憲法で保障する基本的人権の侵害に関わる重大な課題であると認識をいたしまして、その早期解決に向けまして、昭和44年の同和对策事業特別措置法の施行以来、国、市町の協力を得まして、また、関係者の皆様方のご意見を伺いながら、特別対策を実施してきたところでございます。

そして、法に基づく施策が平成14年3月で終了いたしておりますが、それぞれの地域の状況や実情を勘案しながら、必要な事業を実施しているところでございます。

また、人権教育・人権啓発につきましては、国および地方公共団体をはじめとして、それぞれの職域で取り組んでまいりましたが、[]に[]で同和問題に関します差別事象が発生するなど、いまだに様々な人権に関わる人権侵害が生じていると私どもは認識をしております。

このようなことから、県では、「福井県人権尊重の社会づくり条例」に基づきまして、「福井県人権施策基本方針」を策定し、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進しているところでございます。

ただいまから、先日ご提示いただきました要望事項につきまして、健康福祉部をはじめそれぞれの関係所属からの出席者から回答させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、本日の懇談が実り多きものになりますことをご祈念申し上げます。簡単ではございますが、開会のあいさつとさせていただきます。今日は、よろしくお願い申し上げます。

(司会)

どうもありがとうございました。では続きまして、解放同盟中央本部の[]よりあいさつをさせていただきます。

[]
どうもご苦労さんです。年に一回の対県交渉として本部を代表して私と[]と2人、寄せていただきました。残念ながら、いろんな問題がまだ進んでないとい

う現状でありまして、このあとしっかり議論していきたいと思ひます。

今年、災害の多い年でありまして、あの 3 月 11 日の東日本大震災、大きな被害を受けました。私どもも 2 度に渡って救援物資の配送や炊き出し等、全国の仲間が東北のほうへ参加をしながら活動を展開してまいりました。また、先般は台風 12 号で近畿で相当大きな被害がでました。とりわけ[]においては大きな被害がでまして、すぐに救援物資が必要という地元の要請にこたえる形で、[]の私どもの青年が中心になっていち早く現地に救援物資を送りました。そして、先の 3.11 の大震災の福島原発事故で原発に対する神話が完全に崩壊しながら、本当に大変な状況がいまも続いているわけがあります。当県においては、他岸の問題ではない、まさに県自らの問題という認識もされていると思ひますが、何よりも、[]の県民が風評被害で本当に大変な差別を受けながら、老人から子どもから全ての世代が差別を受けながら苦しんでいるという実態。こういう実態を見た時に、私たちは、片方で多くの方々による震災に対するボランティアが広がりつつも、片方で風評による差別による忌避という状況がでてきたわけです。差別問題の根深さを改めて実感しているところであります。

さて、今問題にかかわっていますと、この間、都市差別事件というものが発生いたしました。マンション開発の業者が周辺の立地条件を調査する中で、この地区に同和地区が存在しないのか、子どもたちが通う校区が同和地区の子どもが通う同和校になっていないのか、こういうことを調査しながらそういうものが存在すると分かれば、そこでマンションを建てることを変更して場所を変える。これが何十年もの間、業者の中では当たり前のこととしてやられている、こういう実態が[]や[]を中心に明るみに出てきました。まさに土地に対する差別がいまでも根強く残っているということです。ネット上では毎日のように差別書き込みや差別事件が後を絶たないという状況であります。そして、人生で最も大事な就職や結婚については、依然として相手の身元を調べながら、そのことによって結婚を許すとか許さないとか、こういうところに重きを置く考え方が依然として存在しているわけでありまして。

私どもも、福井の中でも[]を各地で数多く、我々なりにつかんでいるわけですが、少数点在が故になかなか名乗っていけない。自らが名乗ることによって、その地域社会で生きていくことも困難だと、そういった中で、差別ということを感じつつもひっそりと暮らしているという実態が数多くあるということを、我々も承知をしているわけです。[]の差別事件もまさにそういう背景の中で、差別を受けながらもその怒りをぶつけていけない。自らがそこで闘っていけない。そのことによって、地域社会の中で生きるのが困難になってしまうから、こういう実態が存在しているわけです。だからこそ行政は、しっかりした人権教育や同和教育や啓発をやっていかななくてはならないわけです。そういう実態にあぐらをかいて放置することは絶対に許されない。このように我々は考えているわけです。人権教育啓発推進法が 2000 年にできました。国の責務で、県の責務で人権教育や人権啓発を進めていかななくてはならない。国民の課題として進めていかななくてはならない、その一番の課題は同和問題であります。法律の中でも、同和問題という文言ではありませんけど、一番の課題としてそのことを示しているわけ

であります。そして、国の方も 2002 年に特別措置法が終了したけれども、依然として差別が存在する。一般施策に切り替わっても、啓発や教育や人権のさまざまな課題については今以上に増して取組みを進めていかななくてはならない。これが国の方針であるわけです。そこに依拠するならば法律がなくなっても県の本来の行政の中で差別の実態にしっかり依拠しながら、その解決に向けての教育の問題や啓発の問題をしっかりと展開していかななくてはならない。こういう責務を福井県の中でも有しているわけですから、こうして文書で回答していただいておりますけれども、後のやりとりについては、その視点にしっかり立ちながら回答していただきますようお願いしまして、本部としての挨拶とさせていただきます。

自己紹介

団体：[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]
県：県連提出名簿登載者（管理職）

（[REDACTED]） 要求項目読み上げ（1～4）

（豊北教育庁企画幹、西川大学・私学振興課長、梅田地域福祉課長、西田労働政策課長、高島小浜土木事務所長） 回答読み上げ（1～4） （座って説明）

（司会）

1①と②について質疑応答に入ります。座ったままでお願いします。

（[REDACTED]）
1①についてですが、「学校における人権教育の現状」の回答の中で、中ほどに「カリキュラム化された実践活動」とありますが、この辺りはどのような内容でカリキュラム化されているのか詳しく教えてください。

それと、福井県の教育振興基本計画は先月に策定されたとおっしゃいましたが、この中で人権教育がどういう位置づけになっているのか。我々、いろいろ調べますと、県の教育振興基本計画は6項目の基本目標から構成されているようだが、その中で人権教育がどういう位置づけになっているのか、少なくともどこの自治体でも人権教育は大きな柱として掲げられているように思いますが、6項目の中のどこにあるのか、入っていないのか十分に理解できない状況にあるので詳しく説明をお願いします。

それと、小学校、中学校、高校の実践内容例が今、手元にあり見させていただきました。全国水平社とか事例が書いてありますが、例えば中学校の全国水平社というテーマで学習されたということでありまして、もう少し踏み込んで、どういう内容でどういう狙いでこの学習が、学習の中身に踏み込んで説明していただかないと、テーマだけでは子どもたちにどんな説明をされてどういう成果を上げてきたのかわかりません。事例が列挙されていますが、その中身を一例をあげて説明してください。

(牧野義務教育課長)

まず、カリキュラム化された実践活動というところと、今提出させていただいた資料との関連がございますので、資料のほうからご説明いたします。県教委が毎年、各小・中・高等学校に対して、人権教育の全体計画を作成してもらって提出をしてもらっています。これは、努力目標とか学校教育の柱である人権教育の努力目標とか体制、指導の重点について一年間の方針、おおまかな計画を示したものです。それと併せて、人権教育推進計画も提出してもらっています。これは、教職員の研修の取組みの他に一年間で人権教育について具体的にどう進めるかというところで、教科指導ではどういうことをやるのか、道徳ではどういうところを注意してやるのか、特別活動ではどうか、生徒指導ではどうか、地域連携ではどうかというそれぞれの項目の中で実践する計画を立ててもらって、それに基づいた教育、学習指導を行っているということになります。提出した資料は2通りありますが、まず一つは、ヨコ版の資料ですが、それぞれの学校から昨年度の様子について報告をしてもらわなければならないわけですが、報告の様式を学校に任せておりましてマチマチでございます。それで、県のほうで研修会等において指導いたしまして、昨年度この会でご指摘がありましたということもありまして、県のほうで様式をこういう形でまとめてほしいということで再度各学校に作成していただいたものをここであげさせていただいています。それぞれの教科であるとか、教科の中でも社会であるとか国語であるとか保健、家庭科、理科、小学校でいえばそういう教科指導、道徳そして特別活動、総合的な学習の時間、その他という項目で学校にまとめてもらったものです。今、お話されました「カリキュラム化された」というのは、今現在、進行中ではありますが、教科とか領域の枠を解いて、人権教育のカリキュラムということで、総合単元学習を作り、それに基づいた学習指導を行っていくということをしてここ近年、特に今年5月の地区別研修会では話し合いをして、今後進めていくということで指導をさせてもらったのですが、ここに示しましたもう一つのタテ版の資料というのは、そのカリキュラム化された人権教育の状況、実は現在やっている学校の実例を小学校、中学校、高校で1つ挙げさせていただいております。ただ、このやり方というのは全国の中で行われていると思いますし、[REDACTED]の学校同和教育研究会でも先進的に実践されているので、そういったところを参考にしている学校もございます。また、独自にすでに県内で進めている学校もあります。しかしながら、全県的にはまだ広がっていないというのが実情であります。そういったところで、横断的な人権教育カリキュラムの総合単元学習を、計画を立てて計画的に学習指導をやっていくという必要があるのかな、ということで今後の大きな方向性として努めてまいりたいと思っております。そういった意味での「カリキュラム化された実践活動」ということで現在進行形ということになります。

それから、2つ目の、教科の中で「全国水平社」という言葉が学習内容の中に出ていますが、これは小学校の6年生の大体10月頃に社会科の中で勉強します。「全国水平社」というタイトルが教科書にございます。上の段にあります、近世の「差別されてきた人々」というところの学習を6月、7月あたりにします。それを受けて、全国水平社が近代に入って結成される経緯と宣言を丸ごと学習して、どういう目的でできたのだ

ろうか、それが現在どうであるかということも関連付けながら学習するという單元であります。ただ、これは子ども達の発達段階に合わせた学習指導ということになりますので、中学校になりますと、もう一つのB中学校におけるというところで、「広がる社会運動」の中で「開放を求めて」の中に全国水平社の宣言があります。ここで、さらに詳しく学習することです。ただし、この時に学習を終わるということではないんです。例えば、社会科の「これからの日本と世界」という中で、歴史の授業であります、部落差別の撤廃が国とか地方公共団体の責務である、国民的課題であるという学習をここでします。公民的分野でも、「人権と共生社会」というところで水平社の学習も出てきます。そういったところで、繰り返し学習を人権教育の中でしていくということです。なお、先ほどの総合単元学習、カリキュラム人権学習においても、奥越の例がありますが、教科を横断してやるという中で、例えばこういう学習指導の展開があるということなので資料を持ってきましたので紹介しますと、学級活動の中で「全国水平社宣言を私達の生活に」というテーマで学習している中学校がございます。水平社の宣言を通して、生きていく上で大切なことを考え、人権尊重の推進について理解を深め差別のない温かな集団作りを考えようということ、そういうテーマと道徳、「仲良く暮らそう」という道徳教材、あるいは学年集会、そして総合的な学習の職場体験学習とか学級活動ですね、これまでの1学期、2学期を振り返って仲間作りについての課題、反省点について話し合いをしようということで終わっているわけです。こういった形で総合単元学習を組んでいる学校もあります。ただ、まだまだ途上でありますので、今後そういう方向でしっかりとどの学校でも行えるように指導を行って行きたいと思っております。

(古谷高校教育課長)

高等学校について説明させていただきます。

高等学校におきましては、小・中学校のように道徳という教科がございません。ですので、科目としましては、現代社会、家庭科、保健、情報、日本史といった授業の中で、あるいはホームルーム活動の中で、同和問題、外国人差別、障害者差別、女性差別など様々な人権問題を取り上げまして、知的理解を深めるという取り組みを行っております。また、特別活動を、文化祭、体育祭といった学校行事全般を通して、人権感覚を磨くという取り組みを行っております。資料にありますように、高等学校の例でございますが、これが各学校で作成しています推進計画を元に、見やすくまとめております。教科活動と特別活動に分けまして、特別活動におきましては、先ほど言いました学校行事の中でクラス内の仲間作りとか総合理解、あるいは学年が違ったものへの理解を深めるということもやっておりますし、教科活動についてはここでは現代社会の例を一つ出しております。これは高等学校の1年生でほとんどの生徒が学習します。個人情報、プライバシーや異文化理解、ジェンダーといった問題があるわけですが、その次の「基本的人権の保障」でこういった人権問題を取り上げております。教科書の記載を少しだけ紹介します。現代社会の基本的人権の保障というところで「私達の周囲には多くの差別問題がある。植民地支配に由来する在日韓国・朝鮮人問題など在外外国人に対する社会的差別も

その一つである。また、被差別部落出身者への差別は今なお残り、多くの被差別部落出身者が就職や結婚などにおいて差別的扱いを受けている。それを改めることは、国民的課題であり、同和対策事業はそのための一つの努力であった。」という記載があります。そのページに同じように全国水平社の写真入りで機関紙創刊号や人の世に熱あれ、人間に光りあれの宣言をつけて記載がされている、踏み込んだ形で学習を行っているという状況でございます。

(豊北教育庁企画幹)

福井県教育振興基本計画については、今年9月に決定しました。これは元々は20年に国が教育基本計画を作りまして、各県がその後作り始めたのですが本県は今年9月に決定しまして、基本的な理念を「夢と希望に向かって、豊かな心でたくましく生きる力をはぐくむ教育県・福井」ということにしまして、その中に教育目標が6つございまして、(1) 生きる力に繋がる確かな学力の育成 (2) 豊かな心と健やかな体の育成 (3) 信頼される学校づくりの推進 (4) 家庭・地域の教育力の向上 (5) 生涯学習とスポーツの振興 (6) 心豊かな文化の振興となっています。教育の分野に幅広うございまして、その中の人権教育につきましては「豊かな心と健やかな体の育成」の中に「人権教育の充実」を掲げまして、具体的には「計画的・組織的な人権教育の推進」、まさにカリキュラム化した実践活動というのもこの中に入ってきますが、「計画的・組織的な人権教育の推進」というのが柱立てしております。あと、「指導者の育成と資質の向上」「人権教育の指導内容および指導方法の工夫改善」といった大きな3つの柱を人権教育の充実の中に柱立てしたうえで、計画の中に盛り込ませていただきました。

説明が長すぎまして、理解できない。もう一度質問しますが、同和問題の解決という視点だけに立って、小学校、中学校、高校でどれくらいの時間、年間に学習されていますか。10分くらい？1時間？2時間？どうですか。

(牧野義務教育課長)

そこに資料がございしますが、社会科の授業の中で2時間配当の授業、「人々の暮らしと身分」ですね、その中の「身分ごとの住む場所」「差別されてきた人々」、ここで2時間配当の授業になりますので、一つの単元で2時間、それからその下の「生活や社会の変化」で3時間です。3時間全て同和問題というわけではございませんので、3時間のうち1時間くらい。あと、小学校においてはそれぐらい、3時間くらいです。

中学校の方へ行きますと、歴史的分野の中で、「武士と町人の暮らし」のこのあたりですね。2時間配当のうちの1時間くらいですね。あと、「新政府の樹立」のところもありますし、「広がる社会運動」にも出てきております。小学校と比べると、公民的分野のところとか4～5時間ぐらいかなというところですよ。

人権教育全般の学習は一定あるでしょうけれども、同和問題の解決という視点に当てはめての学習というのはかなり限られてくるでしょう。で、我々、福井の指針の中でも出ているんですが、知識を学習すると同時に態度や人権感覚、まあ実践ですね、そういうものも含めた取り組みもやっていかなくちやね、知識を教えた、だけでは身につかない。少なくとも、その知識を通して相手への思いやりや人権を大切にする行動や態度、こういうものが人間関係を作っていくこと、実践の、このあたりをつなげてやっていかないと、30分、10分、水平社の精神を勉強させました、これでは身につかへんで。そのことを例えば学校の中で実践するためのいろんな事例を出しながら話し合いをしてみると、そういうことで子どもたちの身につについていくんでしょう。そういうところの授業構成はありますか。

(牧野義務教育課長)

それで、さきほど申し上げましたが、現在進行形ですが、今までの教科とか道德とかそういった領域の中で、今おっしゃったように部分的かも知れませんが、実践してきたものを教科の壁を取って総合的に単元を組むという、そういう中で同和教育をやっていっている学校もございますが、全県的にまだ普及しておりませんので、そのところを今年は力を入れていきたいと思っております。

我々が同和教育、人権教育を福井県に対して取組んでいけということは、30年前から言っているんやな。今から考えると、一週間にとか友情とか人間とかの副読本を使ってしっかりやってきた。月に1回とかではない。きちっとカリキュラムを組んで。そういう時代があったんです。そういうときも全県的に同和教育をやってくれと要求してきたはずや。それなのに、こういうのはおかしい。今言う歴史はやってみて、社会に出てから部落問題はどこで出会うかわかんけれども、自分が差別されることがあるかもしれないけれども、被差別部落の高校にしたってそうや。社会に出て差別されたとき、どういうふう to それを乗り越えられるかというところに繋がっていかないといかんでしょう。自分の周りに部落問題があることを、いろんな差別にぶつかって困っているときに、困っている相手にどういうふう to 支援するかとか、どうかかわっていくとか、そういう力にならなかつたら意味がない。知識とはなっても、力にはならん。後を続けなかつたら力にならん。今現在、これを持ち出してきたのは、以前、随分教育についてやった時代があった。全校から年間計画を出させて全部見させてもらった。そのときは、やっていました。信頼してやってくれていると受け取っていた。しかし、最近見ると、だんだん福井県だけではないけれども、全国的に人権問題、同和問題が疎かに、特に同和問題がだんだん遠のいていく、そういう例もあるわけです。ここできちりやっていかないと、今やらなきゃ、やる時期がなくなってしまう。そして、もう一つ、今、2000年に人権教育啓発の法律ができたんだから、それに則ってきちんとや

らなくてはならない立場にある。一つの大きなポイントというのがあるから、もう一度今までのことも含めて洗い直してさらに評価してほしいということで、この問題を提起しているわけよ。ところが実際話を聞くと、わずかなことでお茶を濁しているということになる。小学校でも、同和問題、人権問題というのは差別の問題や。いくら仲良くしようと言っても口だけではだめなのであって、どうしたら仲良くするかと、そこに踏み込まないかん。大事な自分をどう認知するのか、お互いを認め合うかどうか、そのところをやな、子供同士しっかりわきまえながらいかん限りは、いくら仲良くしようといってもそれは無理やで。そういうことをきちっと、感性を育てていくということに繋がるわけや。君らが道徳でみんな仲良くということをいくら教えたところで、相手を差別しているかしていないか自分の中で問いかけてみなかったら子どもにも身につかない。子どもの人権感覚を育てていくというだけや。こんな仕事は荷にならない。

学校はみんなやっているとと思うけれど、あとの学校はどうかというと、私らも分からない。分からないというのは表に出てこないだけ。それをきちっと検証していかないと福井県の人権教育、同和教育はどう進んでいるのかわからない。私らが学校に聞きに行くこともできない。君らにそれを任せているわけだ。それをずっとやっていると、交渉の話し合いを持ってもありきたりの答えしか出てこないというのが現状やな。最低限、を標準化していく、そういう取組みにしてほしいんや。もうちょっと馬力をだしてほしい。

(牧野義務教育課長)

人権教育、子どもたちの日常生活の中で友達や周囲の人との関わりの中で偏見を持たない、差別しないという意味、態度を持たせる、これは同和教育の根本でありますので、教育活動の中で重要でございます。そういったことで、人権教育についてはしっかりとそれぞれにおいて押さえているつもりですが、今申し上げました被差別部落に関するしっかりとした指導をしっかりとしていくということで。

さっきの説明を聞いている限りでは、知識で止まっている感じを受けるんです、我々。それだったら、生育していったら、差別する側とされる側にまわりますよ。知識だけの子であれば。そういう感性のある小・中・高の中で、どうそのことを実践したり行動しているかに結びつけるかというところまでの議論と教育をすることによって、子どもたちに受けた知識が残っていくと思うんです。そこまでのものでやっていかないとね。あなたがたの説明聞いたらね、こういう差別される人がいて、こんな取組みがあって、こんなことになりましたという知識は説明されている。その知識を受けて、どう自分は行動していくのか、取組んでいくのか、というところまでの教育を展開していかないと、子どもたちに残らない。知識だけが残って、将来差別する側に回ってしまう、というふうに思いますから、そのあたりも踏み込んで事業計画をぜひ作ってください、小・中・高の中で。

それと、2番の中の大学の話も言いました。質問なんですが、福井大学と福井県立大学、これは国公立の大学ですよ。県下の教育関係者の中でこういった地元の大学を出ている方はどれくらいを占めていますか。かなり占めていますか。まあ、もちろん全国から教育関係者にはなれるんですけども。調べられていますか。

(西川大学・私学振興課長)

きちんとしたデータは今ないのですが、だいたい4割です。4割の先生が福井大学のOBであります。

■
ということは、福井大学、福井県立大学の卒業生は教員の全体の4割を占めていて大きな影響力を持っているわけですね。教員養成のところでしっかり人権教育を身につけておられて、実践できるだけのものを身につけておられると現場でいきっていくわけですね。そのあたりはどういうふうにされているのかということで質問ですが、人権に関する教育内容や方法に関する研究会が行われているとありますが、任意で行われているのか有志で行われているのかはわかりませんが、どういう内容で回答の中に示されたのか。少なくとも、私は任意の人権教育の研究だけではなく、実践を伴うような取り組みが大学のプログラムの中にしっかり位置づいて、教員になられようとする方が知識を身につけるだけではなく、そのことを解決するためにどう取組んでいけばいいのか、こういう実践のものも身につけることによって、子どもたちとの教育の中で生かされていくと思う。そのことも含めて、この研究というのはどういうものを指して言っておられるのか説明してください。

(西川大学・私学振興課長)

一つは、福井県立大学の例を申し上げますと、社会福祉学科の先生が、任意ではなく国の科学研究の補助金をとった研究でございまして、昭和、戦前期に活躍したハンセン病社会事業家の福祉実践思想を研究されまして、そのことは任意の研究ではなくて、国の補助金をもらった研究、そういったものを発表していくというようなのが一つ。それから、福井大学の例で申し上げますと、文部科学省におきまして、人権教育の指導のあり方ということで、第三次答申で示された人権教育と法教育のコラボレーションということに関連しまして、法教育研究のアプローチから人権教育をとらえた教育内容、方法についていっているということで、もう少し実際授業の中でどういう形でこれが結びついているのか、ちょっとうまく答えられるかどうかわかりませんが、これも県立大学の例ですけど、一つは県立大学に入りますと、「導入ゼミ」というゼミがあります。高校から大学へ入りますと、非常に大学のやり方というのが高校の場合と違いまして、自分で決定して自分で調べて自分で論文を書いていく必要がある。ところが、最近の学生はそういう基本的なことが身につけていなくて、ドロップアウトする学生が多いということで、大学改革の一つの教育改革の一環として、こういう導入ゼミを全ての学生、

一年生全てに入れたと。それは、少人数教育で、10ないし20人を対象にしていまして、15コマ授業を受けるのですが、コマというのは90分授業ですが、それを15回、その中に一つだけ勉強のやり方だけでなく人権特別講義というものを必ず開催しておりまして、全学生が必ずこれを受ける。専門の外部講師を呼んできまして、毎年必ずやっております。ただ、先生の都合によりまして、6月になったり9月になったりするわけですけど。

今年はどういうテーマでやりましたか。

(西川大学・私学振興課長)

テーマが「みんなが共に優しく生きる社会を築く」ということで、障害者からの発信ということですが、これは22年度で、23年度はNHK大学セミナー人権教育ということで、社会の様々な人権問題について、差別の実態、起源等を学生に認識させるということを目的として専門の先生をお呼びしています。それから、21年度は福岡県立大学の森山先生に「多文化共生社会をめざして」ということで、部落問題を通して考えるということで、専門の先生をお呼びして、必ず全学生、1年生ですが、こういうことを通して先生と語り合うということをやっております。

大学の中で、人権講座という特別な講座をもっているのではないんか。

(西川大学・私学振興課長)

人権教育に関する授業科目ということで、例えば福井大学ですと「憲法概論」、「憲法B(人権)」がありまして、これらは著名な憲法の判例の解説を交えながら、人権について学ぶとかですね、県立大学では今の導入ゼミのほかに、「現代人権論」ということで、社会保障と社会福祉の領域における人権問題について講述するとあります。

年間を通じてあるわけや。

(西川大学・私学振興課長)

先ほどの導入ゼミは必須科目ですが、こういう選択科目が行われています。

憲法は一般的にだれでも勉強しなくてはいけないことだ。今、私らが言うのは、人権問題、特に同和問題も扱った講座はないのかということです。

(西川大学・私学振興課長)

同和問題も含めた形、いわゆる社会的弱者というのですか、憲法問題でございますので・・・

やっぱり、現実の差別をどういうふうに扱っていくかということをやらないかん。一般的な憲法とかも大事けども、それでわかるんじゃないでしょ。いつも思うのは、福井県で研修やられているでしょ。企業とか一般の。その時に講師をいつも外から呼ばないとならんという状況やな。特に部落問題に精通した先生はおらんわけや。福大にしても、県立大学にしても。いつも講師を外部から呼んでいる。それは福井県のレベルが非常に低いということやで。やっぱりきちとした人権講座を設けて、それを学習した生徒をどんどんつくっていかないと。そうでないと福井県の人権教育を育てていく人材がないわけや。外部からいつまでもというわけにもいかないので、県内で研究していただいて、講師を作って、福井内で変えていくという状況を作ってもらわないかん。

関連する意見なんですけども、さっきも人権教育の目的というのは、知識でなくて子どもたちに実感を持たせて、そしてそれが子どもたちのこれからの生き方を形づくっていくという基本的な部分で、知識だけの問題じゃないという議論をやったと思うんです。僕も実はで教職員や公務員さんの研修に直接関わっている。やっぱりそこが一番大きな問題なんです。知識とかどっかの話はよくわかるんだけど、毎日自分が朝起きて生活している場面と現実にある差別の問題とどう関わりを持っているかというところが、一部厳しいところですね。そこが一番大きなテーマなんです。それがどうも、すり抜けられているような気がするわけ、さっきから聞いたとったら。今聞いたら、40%が県内の大学の出身と聞いたんやけれども、子どもたちとかにそういう意識を持たせていくポイントというのは指導者の問題や。指導者自身がほんまにそのことが実感として身になっているのかどうかということが、例えば、特別に授業という形だけではなくて、日常的に子どもと関わる中で、指導者の資質が子どもに反映するわけやね。そういう意味では、指導者をどう育てていくかというのは一番大きなテーマだと思います。その辺のところも、これが全部のデータではないと思うけれども、の方を見ていきますと、なんか実感持って子どもにやっているんとかわからへん。知識の話になってしまっている。それから、今、県内の大学を出て、憲法学習とか、それは分かるけれど、実態としての差別の問題をどうとらえていくかというのはね、でもそうやし、でもそうやしね、あちこちの大学で大きなテーマになっているわけで、現実に取り組んでいる。憲法の中で人権をとらえるというのではなく、実際の日常生活、社会の中でどうなんか、というね、そのへんのところが、全体の学校でもそうや、指導者の育成でもそうや、大学でもそうや、抽象的に抜けている気がする。これは本当になんとかせなあかん問題やね。そういう意味では、大学をしっかりさせるというのはある意味ではこうい

う管理でもある。

()

ちょっと前に戻りますけども、義務教育、高校教育課というところで、ここでね、ちょっと半分から上のところなんですけれども、例えば小学校・中学校では、相手の立場に立って考え行動できる児童・生徒の育成となっとるわけですね、で、県立学校では、先ほどの話では県立学校では道徳の時間がないので特別活動の時間で他者理解ということでやっているとおっしゃいましたけれども、県立学校にも小学校も中学校もあるはずなんです、ここは勘違いしているのかもしれませんが、養護学校には小学校も中学校もあるし、国立の学校にも小学校も中学校もあるし、それらはみな道徳教育ではなしに、特別活動の中で小学校も中学校も養護学校は他者理解ということで授業を進めているということですか。まあ、そういうふうの中身は同じようなことになってるんじゃないかと思うけれども、そういうような表面上、さきほどからちょっとこちらで頭の中だけで理解する教育がほとんどのように聞こえるんですけども、という話が出とるけれども、そんでよろしいんですかね。県立学校は小学校も中学校も特別活動で道徳の時間はないのですか。特別活動の中で人権問題を教えているんですか。養護学校ほど少数人数が社会に出たら少数制になっていくわけです。そういう人は同和問題と一緒に少数人数のものが差別されている。だから、小学校も中学校も同じように道徳という時間はあると思うんですけども、これは僕が実際に学習したわけじゃないから分からないけど、そういうことを表面上語るだけやなしに、中身もきちっとやっていただきたいと思うんですけどもそのことについてお答えください。

(古谷高校教育課長)

申し訳ありません、この回答の県立学校と申しますのは県立高等学校のことを書きました。

そんなこと書いてあった？ここに。

(古谷高校教育課長)

養護学校につきましては、今は特別支援学校ということで、各子どもに対して個別の指導計画ということでやっております。ただ、知的能力が高い子については、小中学校に準ずる教育ということで道徳も入ってきているかと思いますが、かなりその割合は低いということです。当然、養護学校の中には小学部、中学部がございますので、そこでは小中学校に準ずるという形で行っております。

そういう子どもほど大事にせなあかんわけですね。だから道徳教育を子どもたちにこ

そ、まあ他の学校で養護学校を出た子どもを差別するようなことはいかんということを教えていかなあかんと思うんです。やっておられると思うけれども、今日のためにペーパーで書かれたということはよう分かるけど、県立学校の中に小学校や中学校の教えている内容をそんなものを教えんでもどうせ知的にも能力がないからという考え方があるんじゃないかと思うんです。実際に僕は聞いたんですわ。嶺南養護学校で、あそこ養護学校あるんですわ。そこに勤めとった人が、誰々先生は、これはあんまり大きい声では言えんし、こんなことを書いたらいかんと思いますけれども、実際にそういうところに行く先生はどうも能力的には低いし、反発する。実際に僕は授業を見せてもらいに行っただんです。こそっと授業見せてもらいに行っただんです。そしたらそういうところにおる先生ほど一生懸命にやらなんのに、裏で寝とって子どもら何やっとりんやらわからん。これ絶対内緒にしてほしいんですけど、その学校で勤めておった校長が言うところなんです。分からないですよ、これは。もう亡くなられましたけども。だからそこはしっかりと、そういう子どもほど大事にしてもらわんと、日本の教育、今日もテレビでやっと思ったんですわ。

(司会： [REDACTED])

はい、今の意見に対してご回答をお願いいたします。

(古谷高校教育課長)

養護学校にはもちろん、先ほど申しましたように、小学部、中学部というのがございます。ただ、県内の養護学校、例えば嶺南で言いますと、嶺南西養護学校と嶺南東養護学校があるわけですが、今養護学校に入っらっしゃる児童生徒はかなり障害が重複、重度化しておりまして、ほとんどの子どもはいわゆる算数ですとか国語ですとか道徳ですとかっていう授業よりも個別の指導計画で作業学習ですとか、そういった学習がほとんど主な形になっております。障害がとにかく重度重複化しておりますので、そういうところに対する指導は大事なわけで、今おっしゃいましたように教員の問題というのはちょっと今の時点では把握していないんですが、養護学校においても当然人権問題というのは、進めていかなければならないというふうに思っております。

(司会： [REDACTED])

はい、ありがとうございます。最後にあと1点、お願いいたします。

[REDACTED]
ちょっと何点かになるかもしれませんが、この示していただいた小中高はすべて嶺南にある小中高ですか？資料に示していただいたのは。

(牧野義務教育課長)

一部嶺南の学校も含まれております。

()

一部含まれてて、あとは1校は嶺南で、他は嶺北？

(牧野義務教育課長)

はい、そうです。

()

これは代表的なのが出てるといっただけで、全小中高から指導計画というのは集めているということでしたよね？

(牧野義務教育課長)

この様式でそろえているのは、今年の5月の指導で、県が示した様式で作成してくださいということで、昨年度の実績をまとめてくださいといったものなので。

()

すべての県内の小中高からあがってきている？これからどんどん集まってくる？

(牧野義務教育課長)

そうです。まだ全部は集まっておりません。

()

来年の交渉にはすべての…。それは私学も国立も含めてあがってくるということですか？

(牧野義務教育課長)

小中高です。

()

私学も県内にある…。

(牧野義務教育課長)

いやいや、公立です。県立、公立。

()

県立、公立のみ？

(牧野義務教育課長)

はい。

()

あがってくるということですね。いただいた資料はよく出来てると思います。個人的な意見ですが。ただ、算数、数学を通じて人権教育は出来ないのかなと常々思っている。なのでそのへんの工夫は県教委にあればありがたいかなと思います。それと、グループエンカウンターというのが回答書にあるのですが、できるだけひらがなで書いていただくと。意味が分からないので、戻ってから自分で調べようと思いますが。ここでは指摘だけして回答は結構です。それと、最初にありましたけれども、福井県教育振興基本計画の中に人権教育が位置付いているということですが、道徳教育と人権教育と並列で書いてあるかと思うんです。そこの統一的な見解なり関連なりはしっかりと展開するべきじゃないかなというふうに思います。最初に道徳教育があって、その次の項目で人権教育が出てきているかと思うのですが、並列というのではなくて、人権教育というのはあらゆる教育活動を通じて展開されていくべきことやと、道徳教育も重なることがたくさんあると思うので、そこのところの整理というのが文科省でもいろいろ議論があるかと思うのですが、ちょっと今後の課題ということで、気にしていただけるとありがたいかなというふうに思います。あと、具体的にどう学習していくかというのが今後の課題だろうと思いますが。大学なんですが、この「現代人権論」というのが回答書にあるのですが、「現代人権論」というのはどこの大学でやられているやつですか？

(西川大学・私学振興課長)

「現代人権論」は福井県立大学です。

()

県立大学？これは必修ですか？

(西川大学・私学振興課長)

これは選択です。

()

選択ですか。

(西川大学・私学振興課長)

先ほどの「導入ゼミ」の人権特別講義、これは必修です。

()

「導入ゼミ」自体は必修ですけれども15コマのうち人権特別講座は1コマだけということですね？

(西川大学・私学振興課長)

そうです。

じゃあ、人権に関する単位、全講義でもいいんですが、を持っている大学、各大学でそういう講義はあるんですか？例えば障害者問題の講座がある。もっと言えば教育実習で人権課題について学習する講座を持ってる大学というのはあるんですか？

(西川大学・私学振興課長)

教育実習までは調べていないんですけど、各大学でのいわゆる人権教育の解放科目です。ね、そういうものにどういうものがあるのかということについては、先ほどの福井県立大学での「人権教育」とか「特別講義」とか、福井大学なんかでは「憲法概論」、「憲法B（人権）」とかですね、あと福井工業大学では人権教育に関する授業科目で「日本国憲法」というのがあります。

すみません、もっと直接聞きますけど、同和問題に関する講義はありますか？

(西川大学・私学振興課長)

それだけっていうのは、ちょっと。全体の中で論じるようにしています。

全体の中で論じるということは具体的には何もしゃべらないということと同義だと私は思うのです、ないということにしか聞かえないのですが。他の関西の大学、関東の大学では同和問題に関する講義を持ってる大学は結構ありますので、参考にさせていただいて、指導の資料にいただければと思います。できれば人権関係の講義の一覧等いただければありがたいかなという気がします。

(西川大学・私学振興課長)

はい、分かりました。

(司会：)

続きまして、あと3項目ありますので、要領よく簡潔に進めてまいりたいと思います。2番目のにおける差別事件について質疑応答に入りたいと思います。よろしくお願いします。

この事件、差別事件という認知は県の方でされているわけですね。もちろん、[REDACTED]も同様の認知をされているわけですね。問題を複雑にしているのは、残念ながら[REDACTED]に被差別部落は存在するものの、立ち上がって差別撤廃していこうという声が上がらない、上げれない、こういう背景があります。今回の事件もまさにその背景と同様に、商売をされておって、そのことを声を上げていけば明日から商売は成り立たないんじゃないか、そのムラの中で住んでいくことすら困難になるのではないかと、こんな思いの中で悶々と日々生活を送られているわけです。正直福井の中ではこういうケースは私はけっこうあると思います。そのことに対して行政が物言わぬ訴えに対して、どう答えていくのか、どう[REDACTED]啓発の中で介していくのか、ここが今回問われているテーマであるわけです。なんとか関係者に物言わぬ声を届けてもらいたい。[REDACTED]の中にしっかりと根付いていてもらいたい。そんな思いが差別を受けた側には持っているわけです。しかし、その取り組みが見えない。差別発言をした関係者、関係企業、これみなさんも誰やというところまで、ほぼ特定されていると思うんですけども、少なくともその企業、二次団体であるのか三次団体であるのか分かりませんが、その企業を認識されているわけですから、その企業の少なくとも全社員が入って、同和問題に焦点を当てた研修をしていくということはありませんでしたか。[REDACTED]の社会教育の中で同和問題の解決ということに焦点を当てた研修会がありましたか。そのあたりはどうですか。

(寺下人権室長)

[REDACTED]ですけども、22年度の資料をお付けしていますけれども、22年度の2枚目の9番目の[REDACTED]人権教育指導者研修会ということで、[REDACTED]の生涯学習課が主体となりまして研修を行っております。また、県の方でも人権教育指導者研修会とか人権啓発講演と映画の会等様々な同和関係の教育研修を実施しております。

[REDACTED]
中身に入って説明してくれる？どんな映画の内容？どんな講演の内容？講演のテーマと講師とかの中身。

(寺下人権室長)

2ページ目の9番ですね、これ[REDACTED]が主体的にやった…。

[REDACTED]
どの2ページ？

(寺下人権室長)

資料の2です。資料の2の2ページ目ですね。ナンバー9番、これは[REDACTED]の生涯学習課が主体的に実施した事業ということで講演の演題としては「子どもの人権問題・同和問題をめぐる現状と課題」、[REDACTED]の人権擁護委員の[REDACTED]さんをお招きして実施し

ております。

()

この人は同和問題を理解されている方ですか？人権擁護委員さんの さんって分
からんけど、私は。

(寺下人権室長)

ちょっと私は…。

()

違うやろ、同和問題をめぐる現状と課題をテーマに さんは講演されてるのやろ？
この方同和問題の認識どこまであるのか、尋ねているんです、あなたに。

(寺下人権室長)

お会いしたことはありません。

()

同和問題の認識ない人が何の研修するの？私が言ったように、本当に差別を受けて悔
しい思いを持っておられるわけです。できれば、そんなことのない 民にしてもら
いたい。企業の中でもそういう研修を受けて正しい認識をしてもらいたい。こういう思
いを持ってやるわけやろ。みなさん訴えているわけ、そのことをね。それを受けてみなさ
んが、 に対して、企業に対して、しっかり同和問題の認識と解決の取り組みが認知
できる研修や取り組みをする責務を負っているわけです、みなさん。その一環でこれを
やったわけでしょ？それが響いたわけ？しっかりとこの研修で。この さんっていう
のは の人権擁護委員さんというわけやけど、 被差別部落あるの？こ
の人はそういう経験もあるの？少なくともそこらへんが実際されている方で、同和問題
についていろいろな取り組みを实践された方で講師を選んで、そういう実践例を挙げな
がら解決への取り組みをやったよと言えるのならば分かりますけど、私は全然分からな
い。この方がね。そこらへんはどうなんですか？

(寺下人権室長)

この事業は が独自で主催しておりまして、 の人権擁護委員の さん
を選定して実施しているということでございます。

()

まだ僕の方がよう知っとるわ。 っていう人は、学校の教員をしとったんや、長い
こと、そして、校長して辞めて、それから人権擁護委員になったと思うんですわ。あん
たよりもよう知っとるわ。

今みなさんが被害者から訴えられているわけやんか。一日も早く[]の中に部落問題の正しい認識と解決が根付く[]を作ってもらいたい。企業の社員を作ってもらいたいというという訴えをみなさん受けているわけよ、これ。そういう訴えを受けながらの研修をどういう研修をしたんかと聞いているわけや。これが響いたの？[]。

([]) その人は[]の事件をよう知っとるのかね？

(寺下室長)

そこまで確認はしておりません。

[] 何のために研修しとるん？今あんた、あれだろ？[]の問題もこれもう2年、3年前に発生したことやな。だからようやく[]を起こしていったことは評価するけども、この研修の中身見たら、差別事件を解決するための研修というものにはなってない。今一番大事なのはこの問題やで。我々な、人権擁護委員か何か知らんけど、おそろくなぜ[]から呼んできたのか疑問に思う。わしらに一声かけなあかん話やろ。それを勘違いしとるのと違うか。[]が、どう捉えているのか。あまり叱られたくないというような人選や。厳しく言われんような人選や。そんなことでこの問題を解決できると思っとるんか。

(寺下人権室長)

[]のほうには残念な事象が起きた以降、県連さんと協議しながらいろいろと対応してきておるわけですけども、人権室長ですね、そういう方なんかも[]の方へ行っ同和問題の研修会を開催しております。

[] だからな、なんかやらなあかんということでお茶を濁したような形になってしまうな、これは。

([]) なんでチェックが出来へんの？あなた、[]がやったやったって逃げてはるけどね、少なくとも県は、研修内容を今回の事件を通して、こういう[]の研修をしているんだから、県は少なくとも研修内容のチェックはすべきですよ、これ。点検を。この研修によって効果があったのか、なかったのか。他人の問題と違いますよ、これ、県は。あなたの答弁はみなウチ関係ないみたいな答弁やけど。

()
1月14日、前任の室長さんの飯田さんが()に行ってますよね。人権課題ということで、同和問題、様々な人権課題、同和問題が主に来てるんですが、講演の演題は特に定めず、まずそれが是なのか非なのかということはあると思いますが、こんなんありですか。ありなしはまあいいとして、これについてはどんな内容かということは県で把握してるわけでしょ？

(寺下人権室長)

()の残念な事象を受けまして、こういう研修会を開催したわけでございますので、同和問題に関する研修が大半だというふうに聞いております。

()
事例は出されたの？起こった事例は研修の中で出されたんですか？

(寺下人権室長)

個別具体的な研修は被害者の方の状況もありますので、伝えておりませんけれども。

()
名前まで言うてへんやんか。()の事例抜きに研修の中身はできないでしょ？名前まで出すという話じゃなしにね、()内でこういう事件が起こったというところから発信をしていかないと伝わらへんやろ、研修なんて。そもそもそういうところで一連の研修が我々は展開されているというふうに理解するんですけども、その点検をみなさんがせなあかんやないか。我々できへんのやから。この県の()の協力を得てやられた県の研修、人権啓発講演と映画の会ってというのは、どういうテーマで、講師が誰で、どういう映画をやられたんですか？

(寺下人権室長)

今年の実績では、()に人権啓発講演と映画の会ということで、()の会場で、講師は奥田均さん、映画は「同級生」という映画を見ていただいております。

()
このあとの事業所の研修会はどんなんですか？事業所の人権啓発責任者研修。

(寺下人権室長)

人権啓発責任者研修会は()に()で、対象者は人権教育講師さんとか市町、教育委員会関係、県関係、事業所啓発責任者、そういう方を対象に実

施しております。

_____)
どんな研修をしたの？それでいわゆる差別発言をしたその社員さんの会社は来てるの？

(寺下人権室長)

講演の演題につきましては「プラス思考の人権～出会いと表現～」、講師は_____の同和地区青少年連絡協議会の_____さんをお招きして実施しております。

_____)

その企業来たの？例の差別発言をした企業は、研修会に。

_____)
室長さんは人権問題だけをやっている室長さんではないんですか？資料を見なくてもぱっと答えられんのですか？他の仕事もしておられるんですか？

(寺下人権室長)

企業さんも見えておられます。

_____)
その企業は来たということやね。
ちょっとはっきり言うてよ。企業さんて、そんな抽象的な。差別発言した社員の会社の関係者は来られたんですか、研修会に。

(寺下人権室長)

ちょっと今確認はできませんけれども、_____の企業さんはお見えになっています。

_____)
そんな抽象的な。いっぱいいるやん、_____の企業さんて。

_____)
確認が出来ないっておかしい話でしょう。そのためにやっているんでしょう、_____でわざわざ、_____でこういう事件があったからこれは忌々しき事態だということで県が啓発をしているわけでしょう。

_____)
当然やっぱりそこが、意識されてなかったらおかしい話や。

あ、あ、あ、これ緊急の問題なんや、緊急の問題。だから全力を挙げて取り組んでいかなあかん問題なんや。こんな悠長なこと言うてどうするんやな。ほんと緊急の問題やで。1, 2年でとにかく全市町村の研修をするくらいの意気込みでやらないと、それに苦しんでいる人がいつまでも苦しみなならんのやで。

室長さんがこの研修会にどこが参加されてどこが…参加されたのはどれだけのですか？

分かった、とりあえず資料出してください。質問したことに対することに答えられるように。さんの問題も正直気になるんですわ。どこまで認識されて研修されたのか。そのことも含めてもう1回資料出してください。それで部長ね、冒頭で私言ったように、残念ながらこれは差別事件なんですよ、本来なら関係者呼んで、差別発言をした人間を呼んでそこでその事実を確認しながら、そしてそのことを正して、その会社を正して、その関連企業、例えばも含めて、正しながら、そして行政も正しながらこの事件の解決を迫っていくというのが我々のやり方なんです。しかし、残念ながら差別がきついが故に差別された人間が手を挙げられない、手を挙げることによって商売が潰れるし、ムラの中で生きていけない、こういう中でみなさんに提起しているんです。みなさんがそういう思いに立ってこういう再び起こらないを作っていこう、企業の社員を作っていこう、こういう思いを持ちながら研修をして欲しいわけです。そのためにはどんな研修をするのか、ここを我々問うてきて今答えたんですよ。どこまで響いて、どこまで効果を挙げましたかということも問うても答えきいひんわけやで。このあたり、26日に再度あると聞いておりますから、それまでにもう一度整理してください。やっぱりそこに物言えない被差別の側の立場にみなさんがしっかり立ちながらそこでそのためには何をしていかなければならないのか、そういうを作ってはならない、差別するを作ってはならないし、企業の社員を作ってはならない、作らないためにはどんな研修が一番効果があるのかということをしかり検討してもらって実効ある研修をしてくださいよ。そうしないと再び起こるわ。この人はまだ強いからいいよ。中には差別を受けて死ぬ人もいるわけやで。そういうところに思いを馳せれば、もっと研修に力が入るわけよ。悪いけど室長、研修に力が入っているとは感じられない。みなさんの研修に力が入っているとは感じられない、我々は。今のあなたの説明でね、感じられない。もう一度内部で整理していただきながらそういう差別を受けた人の思いに立ちながら、再び起こさないような研修を今我々に求められているのだということをしっかりと認識してですね、研修内容を作ってください。ちょっと部長、答えてください。

(小林健康福祉部長)

今、[]から御指摘あったことを十分、念頭において、もう一回事実関係も含めて精査をさせていただきます。言い訳になると申し訳ないですが、実際今まで飯田が一生懸命やってきて、担当が変わって十分意見交換ができてなかったということは不手際でございますので、その辺も含めて過去の担当者も中に入れながら検討させていただきたいと思っております。

[]
26日に会うことになるとるけども、それまでにもう1回研修計画を立て直すこと。そのときに内容を研究させてもらわなあかん。こんな曖昧な研修ではとてもじゃないけど解決する方向ではない。今それで非常に苦しい思いをしている部落の人がおるんやから、ほったらかしにできん。

(司会：[])

ただいま県の部長の方からも御回答いただきましたので、ちょうど区切りのいい時間ですので、ここで…。

[]
ちょっといいですか？この報告書とか回答書を見せていただいておりますが、報告書の成果と今後の課題というところで、人権意識の高揚を図ることが出来たとか、[]職員の人権感覚を育成することが出来たという文章、それから回答にも、[]内から多くの企業関係者が受講していると、大変ようやっただいておるのかなと思っておりますが、中身を考えてみますと、事業所人権啓発責任者というのは企業から出ておりますけども、その企業のその方が、企業へ帰って上司なりにこういうことを勉強してきたから研修会をやらしてくださいと研修会をやっておるかというようなことを、先ほど本部からも言うておられます、点検ですね、そういうことはきちっとできておるか、責任者だけがやってその責任者もこの数を見ますと、同和問題の研修会に参加する人はごく少数ですね、様々な人権課題というといろんな人権問題が対象ですけども、私たちが思うのは、やっぱり[]であった差別のことを一番心配しておりますので、その辺をきちっと考えていただいて、企業は当然ですけども、一般[]のみなさんにきちっと同和問題の不合理性を教えていただくような研修会を数多くやるなりしていただきたいと思います。以上です。

(司会：[])

ただいまの[]の提案、よろしくお願いいたします。今、室長もうなずいていらっしやいましたので、一つ間違いなくお願いしたいと思います。

2項目終わりましたけれども、3時までトイレ休憩ということで、用事が済み次第この席にお戻りくださいますようお願いいたします。

(休 憩)

(司会：[REDACTED])

では、ただいまより3番目の公正採用問題についての項目に入りたいと思います。質疑をお願いします。

[REDACTED]の[REDACTED]です。データをもらったんですけど、まず、データの整理の関係で、提出用紙、提出書類ですね、それから応募用紙の状況、こういうものは集計されていないのでしょうか？もしあったら出してほしい。これは単なる質問の違反事項のチェックみたいな感じなんですね。どなたが答えるのかな。こっちかな？今までは生徒が応募する用紙の点検もされていると思いますし、作文のテーマも点検されていると思うんですけど、これらについての集計があがっていないと思うんですね。

それともう一つ、データの整理の関係で言うと、違反事業所がそれぞれのハローワーク管内にあるのかという集計も出てないように思うので、これらについては出していきたいと思います。あがっているのは報告書の件数のデータは出ていると思うんです。事業所のハローワーク別の管内別のデータは集計上出してほしいと思います。これ、今後もしよろしくお願ひしたいと思います。

それで、いくつかお尋ねしたい点がありますが…。

(西田労働政策課長)

すみません、今のところでよろしいですか？確認ですけれども、別紙のほうに付けさせていただきまして、4番でハローワーク管内別の不適切な質問の延べ件数というのを書かさせていただいておりますけれども、今のご指摘は、不適切な質問があったところだけではなくて、そのハローワーク管内にある事業所数も全部分離したものがほしいということではよろしいでしょうか？

[REDACTED]
そうではなくて、この件数の合計の192件というのは、不適切な質問を受けた延べ件数ですね？

(西田労働政策課長)

はい。

[REDACTED]

生徒から言ってみれば192人からあがってきたってということでしょ？ダブルカウントはあるかもしれないけど。そうじゃなくて聞いているのは、事業所。事業所の集計は確かここには問題ありの事業所数は22年度で言うと、1の(2)で160社、160事業所ですね、この160事業所のハローワーク別の管内別という意味ですが。意味は分かりますか？

(西田労働政策課長)

はい。160の事業所数がハローワーク管内のどこに入っているかですね。

そういうことです。要するにデータの整理の関係ではそういう応募用紙、提出書類、あるいは作文のテーマ等いろんな調査チェックリストがあったと思うんですけど、チェックリストにあるものは全部集計をあげてほしいと思うんです。確認しますけれども、21年度、22年度は、調査票そのものは変わっていないのですね？

(西田労働政策課長)

変わっておりません。

そうすると、調査票でチェックされている事項についてのすべての集計がないと意味をなさないのではないかなと思って言いました。そこで、質問というか、ここに掲げられている項目で3点か4点ほど質問をしたいと思いますが、1つは、企業向けの啓発リーフレットを作っておられているとありますけれども、これ前のときにも指摘をしたと思うのですが、なぜこれは各学校から配るのかということなのですね。求人を応募している学校のほうがあなたのところ公正な採用してくださいよというリーフレットを配っているんですよね、そうじゃなくて、もっと別ルートで教育委員会から渡すなり、労働局から渡すという方法はないんでしょうかということです。それと、啓発リーフレットにはこの受験報告書の集計結果に基づいた実態も盛り込まれているのかどうか、こんな現状なんですよと。例えば、家族構成を聞く事業所が全体の何割を占めてますよとか、そういう現実があるので、きっちりと対応するようにというような調査結果を踏まえた内容がリーフレットに盛り込まれているのかどうか。これが2つ目の質問です。3つ目は、これを見る限り平成21年度と22年度は指摘した生徒の数も増え、違反している事業所も増えていると思います。この現状について、労働局は労働局でいいんですが、県はどんな認識なのか、特に生徒を送り出す側の教育委員会としてはどういう認識を持っておられるのかをお尋ねしたいと思います。

(西田労働政策課長)

まず最初に1点目のリーフレットの配布の方法、求職をお願いする学校側から配るの

はいかがなものかというご指摘でございますが、確かに今のところ学校から配らせていただいているところもございます。また、私どものほうで企業を回られる方がおりますので、そういう学校の先生ではない方にですね…。

[REDACTED]
学校の先生ではない企業を回る人って誰ですか？

(西田労働政策課長)

求人開拓員というのがございまして…。

[REDACTED]
どこの人？県の職員？

(西田労働政策課長)

ジョブカフェという若者の就職を支援する部署がございます。そちらのほうに求人開拓員というのが…。

[REDACTED]
県の職員さんですか？

(西田労働政策課長)

県の職員ではございません。その業務を委託している…。

[REDACTED]
嘱託職員？

(西田労働政策課長)

嘱託でもございません。業務を民間の企業に委託している部分ですので…。

[REDACTED]
それはいかんのと違う？

(西田労働政策課長)

若者の就職支援をする上で求人企業を開拓するという部門もございますので、そういうようなところが、ちゃんと公正な採用をしてくださいよというお願いをする方向で考えさせていただきたいと思います。

する方向って。今は、現状は学校が渡しているの？

(西田労働政策課長)

学校が渡しております。

それは不自然やわね。仕事をくださいよ言うて学校はお願いしに行きながらね、仕事くださいよと言う相手に違反したらあきませんよと言うて渡したら違反したらあきませんよと言うのがトーン弱くなるでしょ？仕事くださいよって言っている人がやね、違反したらあきませんよと言うとトーンが落ちるでしょ？常識的に。そういうことを今言っているんですよ。やっぱり一番いいのは、権限持っているのは県の労働局ですよ。福井労働局。ここやっぱり権限も含めてね、持ってますからね。教育委員会も全体がやっぱり個別のいわゆる利害がないでしょ、教育委員会は個別の。学校は個別の利害があるねん、これ、残念ながら。なんとか無理にこの子を採用してほしい、あんたの会社に採用してほしいという個別利害が出るでこれ、学校は、どうしてもね。そこはダメです。教育委員会は個別利害でやっぱり福井の子ども達が本当に能力が正当に判断される企業の採用形態を作ってくださいというのは、これは相手の話やから教育委員会が持っていくのもおかしくないしやね。だからこれすぐに改善せなあかんわ。

(西田労働政策課長)

それから、リーフレットに差別の実態の事例が入っているかという点ですが、具体的にこういう実態がありましたというのは正直言って入っておりません。ある意味では抽象的な表現の部分もございます。ただ、こういう質問をしてはだめですよということははっきり例示をさせていただいております。

こういう集約しているんですから、全集約の数字を入れてください。臨場感がわからない。企業が。他人の話や。例えば、の話でしょ、の話でしょ、ということや。福井で起こっている158件という事例があるわけですよ。こういう事例を出すことによって臨場感が出てくるやろ。自らやっぱりこれは自分のところが入っているかもしれないという問題になるわけですよ。そうすることが効果があるのと違いますかと質問しているんです。

(西田労働政策課長)

今ほどのご意見いただきまして、新しく作成するときにまた考慮させていただきます。

もう1点あったね、もう1点。

(古谷高校教育課長)

この不適切な事象が増えていることについて教育委員会としての認識はということなんですが、21年度と22年度と比べまして、この不適切な質問といったことについては非常に重く受け止めております。教育委員会としましては今まではいろんな研修会、5月にやっています地区別人権研究協議会ですとか、県立校長会等で研修を行いまして、それを各学校に持ち帰って伝達講習をするということで、それと各学校には求人応募の際に事業者に対してそういうリーフレットを渡して不適切な質問をしないようにしてくださいというふうにやってまいりました。これは、今の就職の現状は、例えば去年と比べまして、今年若干、求人状況が改善しているとはいえ、例えば8月末の段階で高校生に対する求人倍率は0.98倍で1倍をきっているというような非常に厳しい状況でして、今ご指摘いただきましたように、それを学校が企業に対して生徒を採ってくださいというときに、公正採用してくださいとそれを同時に言うというのは各学校についても言いつらいことであると認識しております。それで、教育委員会としまして、各学校がということではなくて、教育委員会として例えば新規学卒者の求人説明会ですとか、そういった場で教育委員会として訴えていきたいというふうに考えております。

違反事例が増えている、要するにそんなに減っていないですよ、調査調べてたら20年度、19年度ぐらいから全表回収にされたんでしょうか。そうすると、ほとんど減ってない。むしろ22年度は増えたという感じでしょう？現状は。ですから、労働局の指導に対して、もうちょっと強く指導してほしいと要請するなり、そういうアクションを教育委員会としてもあるいは県の部局としてもするべきではないかというのが我々の思いです。それともう1つはこの調査結果はどういう形でフィードバックされているのでしょうか？みんな知っているのでしょうか？出てきたデータは、結果は、県にはみんな知っているんですか？事業所も知ってほしいけれども、どういう形で公表されているとか何かあるんですか？やり方。

(西田労働政策課長)

まず2番目のことからですけども、調査結果につきましては、公正採用選考関係機関連絡会というのがございまして、これは県の中で持っているわけなんですけど、そちらのほうでデータをお示しさせていただいております。それから、この中には労働局の方にも参加いただきまして、このような不適切な事例があったということを説明させていただいて、労働局がまたハローワークを通じて事業所に是正をするように指導に回っていただいております。それから、最初のほうの増えている点でございしますが、先ほどの資料の別紙でございしますが、確かに件数で言いますと問題ありの部分ですけども、21年度は6.9に対して22年度は7%と増えております。それから、問題ありの事業所もですね、81から106に増えているといった状態になっております。この点に

つきましては、新しいですね、ハローワークなんかは新規の求人する前の会社説明会というのをさせていただいているんですけども、そういうようなところに、また、研修会なんかに参加されていないような小規模な事業所の方が今回来られてこのような発言をされたのではないかとというふうに考えておりまして、そういう小規模な事業所の方に対する公正採用の啓発についても今後強めていかなければならないのではないかなと思っております。

違反事例の分析をどこまでされているのかね、例えば一企業が、何人の子どもに対して違反事例をしているとか、何年も遡って毎年同じ企業が違反事例をしているとかそのあたりの分析までいろいろされましたか。それで、やっぱりそういう悪質な事業所が仮に存在するとするならば、やっぱり個別指導をペナルティも含めて、まさに職業安定法の違反ですから、法律を違反しているわけです。だからこのあたりは福井の労働局がペナルティも含めて指導していかないと、効果出てこないと思います。そういうところを例えば放置しておって単に件数が多いとか少ないの議論だけでは、解決しないでしょ。だからそういうどこまで分析をしながら、悪質な企業に対しては、どこまで解決に迫っていったのか、そういうことまで関係者で共有化してもらわなあかん。単に違反事例の摘発だけでは何にも効果ないわけですから。そのあたりどうですか？

(西田労働政策課長)

先ほどの別紙の21年度の81社という事業所がございます。この事業所ですけども、22年度につきましてはですね、このうち61社につきましては今回違反の事例はございませんでした。約76%が改善されたかと思っております。ただ、先ほどもありましたように22年度は事業所数が106に増えております。また別なんですね。事業所の方がこういうふうな発言をされたのではないかなと思っておりますので、そういうようなところにつきましては、労働局に伝えてございますので、一緒にこちらのほうの是正に取り組んでいただきたいと思いますと思っております。

二十数社について、具体的に通常の指導ではなくて、さっきも言っていたように極めて悪質だと思うので、過去に指摘を受けて指導されたはずなのに、またするということについて、これは通常の指導とかというのとまた違う指導が必要じゃないかと。それはやってるの？

(西田労働政策課長)

続けたというところについて、22年度につきましてはこれから回らせていただきますけども、そういうようなところについては、続いているということで、労働局を通じて強く指導していただくようお願いしたいと思います。

()

極めて悪質やったところをってわけやね。指導して、指摘をして、まあ、前年度に指導をやったからな、全体を。ところが、またやってるということについて、さっきから指摘があったように何らかのペナルティを含めた厳しい対応をやっていかんかったら、それは、他の事業所も見ている状況やと。他にも反映するわけやろ？あかんで2回もやったら。こんなことじゃあかんと思うし。もっと言ったら過去5年くらいまで遡ってチェックしてもいいんじゃないかと思う。それを一回ちょっと考えてください。

(西田労働政策課長)

不適切な事例を繰り返されるような事業所については、強く指導なり是正をしていただくようにやっていきたいと思います。

()

1ついいですか。これは教育委員会サイドでしか分からないのかどうか分からないのですが、違反事業所を受験した生徒の採否、採用不採用の別の集計は出ているのでしょうか。

(古谷高校教育課長)

それは出ておりません。

()

何ですか？

(古谷高校教育課長)

そこまで調査は踏み込んでいないということでございます。

()

何のためにこの違反というか、不適切な質問をするなという指導をしているかというと、差別選考につながるからでしょ。だからいろいろ家族構成を聞いたり家族の職業を聞いたり、いろいろ根掘り葉掘り聞いてくる事業所を受けた生徒が、不利益を被っているのか被っていないのかということくらいは、送り出す側は真剣に考えてほしいと思うのです。そうでしょ？単に事業所が悪いのではなくて、子どもたちを守るのはみなさんですから。生徒たちを。そうすると、不適切な事案の質問をしたり、あるいは変な書類を提出させたりそういう事業所が生徒を落としているかどうか、この辺が皆さんの一番心配なことじゃないんでしょうか。これは今年からはできるんですか？今まではできていないんですか、それともチェック欄がないんですか、あるんですか？

(西田労働政策課長)

様式のチェック欄というのはございません。

個別に指導に入るという段階で、当然その子のデータが欲しいのよ。相手に対する聞いた内容とどう反映してやってるのかどうかということね、突っこんでいかなかったら具体的に指導にならないし。

学校はその企業に入った、入ってないという情報はつかんでますよね？入った、入っていないという情報と不適切な質問事項をした企業は、重なったときに重なったケースというのがあるかも知れませんよね。必ずしも不適切な発言を理由に落としていないかも知れない、正直分からない。しかし、可能性としてあるわけですよ。ゼロではない。そういうところまで踏み込んで、分析をする必要が私はあると思う。その落ちた原因がどうなのか、純粋に学力的に劣っていたというケースで落ちたのか、面接の中でやっぱり質問事項が、そういう傾向のある企業であったのかというそこまでの分析ができるんですよ、みなさんの方で。そうでしょ？ひとりの子どもが受けているわけではないわけや。例えば県下の子どもが10人、ある企業を受けた。そこで不適切な質問があって、かなり仮に落ちたとしたらですね、やっぱりいろいろ原因を追究していけるわけですよ。みなさんはそこまで追究してこない、この子は学力的に劣ったんだから落ちたんだろうっていうの、みなさんも子どもを守るという立場からしたら失礼な話やで。だから他に原因があって落ちたとするならどうしても守っていきなきゃならん、あったとしたなら守っていきなきゃならんという視点を持たなアカン。そういう視点を持とうとすれば、合否もそこに重ねてください。不適切な質問があった企業と子どもたちの合否も重ねて分析をしてください。何もすべてが不適切な質問をしたから落ちたということをお我々は認定してませんよ。これは分からない。原因は、正直。しかし、分析はしていきなならんよ。ここまでしているんやから、調査を。だから分析をしていろいろ研究してください。そういう傾向がその企業があるとするなら、やっぱりここは踏み込んでいかなアカン。子どもたちを守るために。傾向があるかないかというくらいしか分からんやろと思うわ。それがあるところまでつかむ事が大事なのであってやね。どうですか？

(古谷高校教育課長)

今の報告、調査の現状はですね、やはりこれは就職試験だけではなくて大学受験にしてもそうなんです、例えばどういう質問をされたかというのを、生徒が鮮明に覚えているうちに、つまり、試験を受けてその翌日ですとか、そういう形なるべく分かるように調査をしています。ですからまだ合否までは分からない状態で調査をしていると、それが現状です。今ご指摘いただきましたので、研究させていただきたいというふうに思います。

後日、合否を重ねてね、分析してください。傾向をつかんでください。次の対策が生まれるというわけや。傾向もつかめへん。

教育委員会のほうも現場で任せるのはしんどいと言うてますから、ハローワークからパンフレットを持って行くっていうのもハローワークも求人出してねって言うて、それこそ今、買い手市場ですから、企業側が強いですから、頼みます、求人出してくださいよっていうのもハローワークの仕事、労働局もそうやって欲しいとやっていますから、できれば県で業界団体とか指導する立場のある部局ありますやんか、商工労働部になるんですか、何になるんですか。例えば商工会議所とか商工会連合会とかの会議があるなら、そこでパンフレットを撒くとか、弱いところから持っていくよりかは、何か許認可権持っているところが業界団体に実はこんなのがありますとか、毎年これくらい違反出てますと言うて渡したらちょっとピリッとするのと違いますの。

(西田労働政策課長)

経営者協会とかがございますので、そういうところを通じて公正採用について協力を求めて、ただ、最初にありましたハローワークの方が弱いということは決してありません。あそこが一番きちっとしていただけるのではと思いますので。

それやったら信頼して、しっかりと指導してもわらなあきませんし、信頼してますから。

(司会：)

他、ございませんでしょうか？

先ほど私、当初、4番目にということでご案内申し上げたんですけども、これは後日打ち合わせするということで、今回は取りやめということで、今日の県との対応交渉はこれで議題すべて終わったという形にさせていただきまして、全審議は終わりました。

続きまして、まとめを解放同盟側の中央本部の、ひとつよろしく願いします。

どうも、長時間と言いたいのですが、予定より30分も早く終わってしまいました。内容がしっかりと詰められて30分早く終わったという印象が全く持てないまま、ちょっと消化不良の部分も相当あるのですが、特に今日は3点を柱に、人権教育の問題、そ

それから[]差別事件、さらには今議論した就職差別に関わる問題ということでやってきました。特にこの印象(?)的には、何のために、例えば人権教育を推進するのか、それは人権についての知識とかそういうものをしっかり身に付けるということだけではなく、差別をなくしていく、さらには差別をなくする人材をどう作っていくのかということが、目的であるわけです。そういう点からするとともに現実味ある差別の事実なり実態というものをしっかりと踏まえた中で子どもなり、それからまた、指導者なりが実感を持てる、そういう状況をしっかりと作っていく必要があるというふうに思います。そういう意味ではちょっと抽象的に全体としてはなりすぎてしまっているという部分があります。それについてはさらにまた、今後もしっかりと議論を尽くしたいし、また、今日提起した問題については、早急に県連のほうにデータなり回答なりを寄せていただきたいと思います。

それから2点目の[]差別事件についてですが、これはまさにウチの[]から再々の話があったわけでありますが、我々の兄弟が非常に厳しい状況の中で差別を受けた、しかしまた、それを言うことすらできないという、それが裏返してみたら差別があるからですよ。そういう状況というものをしっかりと思いを唱えていただきたい。そうすれば、例えば[]におけるさまざまな取り組みも具体的な内容としては当然変わってくるだろうと思います。今日はショックというんですか、何考えてるのかいなど感じたのは、そのことを契機に開いた啓発の部分に関係の企業が参加しているのかどうかすらこの場では把握できなかった、答えることができなかった。回答の中には担当者が変わったという話もあったのですが、僕はそういう問題ではないと思いますね。そういう意味では本当に差別に苦しんでいる本人、差別に苦しんでいる我々の兄弟のことを、しっかりと思ってくれているのか、というところについて、今後の具体的な行動なり取り組みの中で感じていただきたい。特に10月の26日に、県連との話し合いがあると聞いておりますので、今日以上のその辺のところをしっかりと詰める作業を早急にやっていただきたいと思います。

それから3点目の事項についても、今、何点かの問題について指摘をしました。これを早急に取り組みをしていただきたい。

それからもう1点、ちょっと迷ったんですけども、以前からずっと議論している結婚相談に関わるいろいろな問題について、年々改善されてきたというふうに聞いているんですが、今どうなっているのかという状況が県連のほうに伝わっていないということがありますので、これについては早急に県連のほうに報告をしていただきたいと思います。

30分早く終わってしまいましたが、さまざまな課題を抱えながら、ともに部落差別をなくしていくという立場で、今後も目的を共有してしっかりと議論できるような体制でお互いに臨んでいただくということを心からお願いしまして、簡単ですが締めに変えたいと思います。ご苦労様です。

(司会：[])

中央本部の[]さん、どうもありがとうございました。最後になりましたが、

本日はどうも長時間にわたりまして終始熱心にご意見を賜りまして本当にありがとうございます。本日いただきましたご意見につきましては、私ども真摯に受け止めさせていただきますとともに、やはり、県民ひとりひとりが同和問題、人権問題を自分自身の問題として考えて、差別のない社会が実現されますようになお一層の努力をしてまいりたいと考えております。今後ともご協力をいただきますようお願い申し上げまして、閉会のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

(司会：[REDACTED])

どうもありがとうございました。最後になりましたが、福井県連の[REDACTED]より簡潔にごあいさつを最後お願いします。これで終わりたいと思います。

[REDACTED]
勇み足もあり、簡潔にとダラダラいう癖がありますので、ただ1つだけお願いしたいと思うのですが、この[REDACTED]の啓発の県の回答の中で一番最後に、今年度も継続して実施すると書いてあるのですが、毎年、指導者研修会という言葉が毎年、そこから一步も進歩がないわけです。到達目標を決めるのならステップ1、ステップ2、ステップ3と考えて、到達目標が差別のない社会を築くのならそれに向かってステップ1、ステップ2というのを変えていかなければ同じような指導者研修会ばかり毎年こういうふうなことが車のようにクルクル回っていく、ステップをつけてほしいと、[REDACTED]に要望するなら年度の26日に到達目標までどの段階に到達するのかということをお答えしてほしいなと思うんですわ。そういうことでお願いします。閉会あいさつにはなりませんけれども、まあそういうことでお願いして、県からたくさん来ていただきましたが、私たちのほうは都合もあつてちょっと人数が少なかったことをお詫びしますが、今後よろしくお願いします。以上です。

(司会：[REDACTED])

どうもありがとうございました。以上で、本日の要求事項の審議を終わりたいと思います。区民の方々にはご苦勞様でした。気をつけてお帰りいただくようお願いします。福井県の方も遠方で大変ですけども、気をつけてお帰りください。どうもありがとうございました。